

法の支配と中立性

—連邦最高裁のトランプ関税に関する判決を糸口にして—

矢 邊 均

I. 問題の所在

トランプ政権に関する議論は尽きることがない。第1次政権においては、大統領の資質自体が問われ、身内から造反され2期目の選挙に敗れ、その結果を認めず支持者に議会襲撃を扇動したとして下院で訴追されたが、2021年に返り咲くとその直後には襲撃事件にかかわった支持者に恩赦を与えたり、学問の府に対して圧力をかけたり、多様性社会を否定する大統領令に署名したりと、おおよそ法秩序を無視した言動が目白押しであることは誰でもがよく知るところである。

選挙で信任された自らが正義だとばかり、忠誠心の高いスタッフのみを集め、自らの価値観に基づく政策の実現にまい進するのみで、その結果がどうであろうと自らを自画自賛する様子は、民主主義社会における法の支配の本質を愚弄しているようにさえ見える。自らの正義に基づく政策の実現は、人の支配であって法の支配とは矛盾する。さすがに根拠となる法律も示さないわけにもいかず、付け焼刃やこじつけで根拠法に基づいていると主張したり、本来議会の承認を受けなければならないのにそれを回避すために大統領令に署名したりと、法の支配に基づく国家秩序を混乱に巻き込み、それは国内にとどまらず国際社会にまで極めて大きな影響を及ぼすまでになっている。

一体、現代社会における民主主義による秩序を維持・発展させるための核となる法の支配の存在意義とは何か、トランプの暴走はそれを再確認すべき契機としてとらえることができると思われる。そもそも、アメリカは、法の支配を実現するための具体的仕組みとして、リジッتنا三権分立制度を定め、それによって資本主義、自由主義、民主主義の世界的リーダーとなってきた。独善的、専制的支配から自由で、独善的権力を否定することで、秩序ある自由な競争社会において平等な機会が与えられることを担保する仕組みとしての理想がまさに三権分立のシステムであるといつてよいであろう。

ただ、理想であって現実としては権力のバランスにどうしても偏りが生じてしまう傾向は否めず、その程度によって政治的秩序が社会秩序に反映される。極端な専制主義から権威主義のような政治形態も散見され、民主主義自体においても権力バランスが安定しているとはいい切れず、アメリカではそれが顕著にあらわれている。そもそも今日の急激な経済発展がもたらした多様な社会的要請に対応すべく、行政に対する要請が激増し続けているという現実において、三権において行政権の肥大化が顕著であることは否定できない。より迅速で手厚い国家サービスの提供を是とすれば、ある程度の権限の優位性を容認することもやむを得ない。

あくまでも権力バランスが維持され、他の権力を超越する権限行使が許されるわけではない。

その意味で、三権においてはチェック・アンド・バランスが機能していなければならない。確かに各権力相互の敬讓の範囲で優位性が認められることはある。しかし、それが独善的で、適正な手続に従わない、無軌道な権限行使による場合は、当然法秩序を否定するものとして嚴重に対処されなければならない。ただ、権力間のバランスが民主主義に基づく政党政治によって変化するがゆえに、各々の権力に少なからず影響が及ぶことも確かである。現在のアメリカにおいては、共和党大統領のもとでの、議会共和党の優位、連邦最高裁の共和党大統領指名判事の優位という状況下でのバランスが成り立っている。中間選挙を前に、議会の趨勢は変化する可能性があるが、連邦最高裁については、判事が終身であることから当分の間は共和党大統領指名判事が多数を占める。

問題はトランプ寄りの判決か否かで、特にトランプが指名した3名の判事の動向である。連邦最高裁はこれまで、共和党の政策を後押しする判決を出して来たが、それ以上にトランプに付度する判決を出すか否かで連邦最高裁の社会的信頼度に大きくかかわってくる。というのも、トランプの支持率は超低空飛行の危うい状態にあり、国民からの信頼も失墜しているにもかかわらず、彼に付度するとなると当然連邦最高裁の存在意義にもかかわってくるからである。ただ、3名のうち1名はすでにトランプに反旗を翻していた。これについては後述するが、2期目のトランプ関税については2名がトランプにノーを突き付け、連邦最高裁の判決の多数派を構成した。

連邦最高裁のトランプ関税に関する判決は、これまでになくトランプに対して明確にノーを突き付けたものとしてある意味意外性をもって受け止められた。しかし、これについては民主主義において司法が果たす役割としてどう評価されるかについて慎重な評価がなされなければならない。筆者は、民主主義の安全装置としての三権分立における司法の役割の可能性についてこれまで検討をしてきた¹が、ここにきてやっとそれについての議論の兆しが見えてきたように思える。そこで、本稿では、そもそも直接的な民主のプロセスとして政治にかかわることのできる、立法と行政とは一線を画し、中立的立場から民主主義を実現する役割をはたす司法という位置づけに関する踏み込んだ検討の助走として、トランプ関税と民主主義の問題について今回の連邦最高裁判決に至る経緯を中心に概観し、権力分立のもとでの法の支配における中立性の意義について若干の考察を行うことが目的となる。

II. トランプ政権と民主主義

1. レームダックの狂気

トランプは反エスタブリッシュメント²を大義にポピュリズムを巧みに政治に取込み民衆の

1 拙稿、「行政機関の立法行為に対する司法審査の意義―アメリカにおける最高裁の先例踏襲と司法審査の新たな可能性―」専修大学総合科学研究第28号111頁以下（2020年）。

2 Homolar, A., & Scholz, R. (2019). The power of Trump-speak: populist crisis narratives and ontological security. 32 (3) Cambridge Review of International Affairs 344-364, <https://doi.org/10.1080/09557571.2019.1575796> (Apr.13 2026 1:37 UTC).

支持を獲得した。既得権益に対する民衆の不満を特に経済・文化の側面から代弁し、既存の手法とは異なった、民主的プロセスとしてSNSを最大限に利用し、民衆と直接対話する場を設けることで民意を扇動するとともに、そこで政権に対する実力行使を含む具体的抵抗の手段を正当化することで、2期目の大統領の座を勝ちとった。

政治手法について、開かれた民主主義においては作戦勝ちといえるが、大義を掲げた以上それをあくまで法的秩序のもとで実現することが求められるのは当然である。1期目においては、トランプ自身が政治に不慣れだったこともあり、ホワイトハウスのスタッフが2期目に比べて柔軟に機能する人選であった。それが民主主義においては功を奏し、トランプにとっては大きな誤算につながり続投ができなかったことはよく知られている。このときは、トランプに民衆がノーを直接突き付けたことで、民主主義のプロセスが優位に機能したとってよいかもしれない。しかし、2期目については、政治状況の行き詰まり、経済状況の悪化がトランプに味方し、民衆が尋常な判断をするというよりも神だのみに状況打開を望んだことで、トランプの大義が表面的に評価されてしまった。

実質的にトランプもまた政治的にダイレクトなエスタブリッシュメントではないがいわゆる経済をベースとした特権階級に属しており、経済において民衆を引き付けておきながら、結局民衆とは別世界の既得権益を獲得・維持・拡大しようとする化けの皮が露呈してきている。しかも、例外があったにしてもこれまでの大統領選の慣例として3選禁止が踏襲されてきたにもかかわらず、3期目を狙う思惑を鮮明に打ち出し始めている。確かにレームダックで次を考えることなく大統領としての執務ができるということでは多少割り引いて受け止めることもできるが、自らの価値観にのみ基づき、過去にはない破天荒でルール無用の手法で、自らに忠誠を誓ったスタッフを動かすことができるトランプに対しては民主主義においてあらゆる警戒をしていかなければならないことは確かである。

一旦民意によって信託されたことを根拠に、その民意全体を十分に考慮に入れることなく岩盤支持層、特に自らの既得権益に直接かわる支持層を意識しつつ、自らの権威を高め将来的な地位の確保まで意図することは、まさに政治の私物化であり、民主主義においては許されるべくもない。しかし、自らが有する力を最大限に発揮する手法に長けているトランプだけに、それにどう対処するか、しかもそれは当然現代における民主主義におけるルールにのっとってなされなければ、同じ事態を繰り返すことになるだけに慎重に考えていく必要がある。狂気は民主主義に対する凶器であり、それをどう排除するかをめぐる議論の必要性がクローズアップされている。

2. 今日の権威主義化

(1) 権威主義化の背景

民主主義は外観と内面が一致するとは限らない。表面的に民衆の支持を獲得する目的で民主主義を標榜するが、その内面は民意に反した意図が根深く浸透しているがあることも否定できない。ただ、民主主義の原理に反しているとされるのは、まさに民衆の支持を獲得した直後か

らの政治に対する評価次第である。民衆の支持の獲得が形式的に民主的プロセスに則っているだけに、それを最初から排除することは困難で、排除にはかなりのエネルギーを要することになる。

今日、経済社会の急激な発展がもたらした技術革新は、民主的プロセスを巧妙に歪めることを可能にしている。確かに、国民が社会不安や経済不安に対する不満や閉塞感を持つことが契機となる。民主的プロセスが複雑で合意形成の不透明さ、遅滞等に失望した人々がその不満や閉塞感から一刻も早く脱したいという切実な願いに狙いを定めたカリスマ的リーダーが登場することで、情勢が一気に変化する。最初の時点では、民衆の期待が先行するが時間の経過とともにそれが失望に変わる。期待していた大多数の利益を裏切る事実が現実化することで、民衆の新たな不安・不満が再び生じることになる。しかしこれは、民衆の意思に基づくゆえに簡単には否定できず、即座に状況を変えることも難しい。最初から特定の層の利益を代弁し、他者を「敵」として攻撃することで支持を集めるポピュリズム的手法³がとられているが、背に腹はかられない民衆の思いが民主主義の本質を見失わせる。民主主義の深刻な弱点で、これがいわゆる競争的権威主義につながる⁴。

(2) 民主主義と競争的権威主義

競争的権威主義⁵が民主的プロセスにおいて権力を獲得することで民主主義の範疇にあるというイメージを与えかねない。民主主義の本質が何かというよりも外形的要件を充足することで、民主主義が維持されている概観を呈し、ポピュリズムによる特定層の利益の主張と実現があたかもより広い層へ拡大するものと誤認させる、民主主義の乗っ取りともいえるもので、まさに民主主義のシステムの悪用といってもよいであろう。ただし、それは権威主義や独裁のように民意が完全に封じ込められることはなく、民主的プロセスの機能自体も失われているわけでもない。

したがって、民主的プロセスに基づいて軌道修正は可能で、その意味で競争的権威主義に対しては、十分な警戒を要するが、いたずらに悲観論に走り、民主主義の危機を増長することが

3 アンチ・エスタブリッシュメント、アンチ・ワシントン、アンチ・エリート、アメリカ・ファーストを大々的にアピールし、1期目ではヒラリー・クリントンをエリートの象徴として標的にして民衆の支持を獲得したが、裏を返せばトランプ自身もエリートであり、彼の戦略については当時いかに自らの立場を優位に展開して勝利するかについて興味深い力学が働いていたとされる。See Kinderman, Daniel P., Donald Trump, Anti-establishment Populism and the Revolving Door between Business and Politics in the United States (January 31, 2023). *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte / Journal of Business History* ZUG 2023; 68(2): 289-314, <https://ssrn.com/abstract=4578164> (Apr. 13 2026 3:17 UTC).

4 See James Goldgeier and Elizabeth N. Saunders, The Unconstrained Presidency Checks and Balances Eroded Long Before Trump, *Foreign Affairs*, Aug. 14, 2018, <https://www.foreignaffairs.com/united-states/unconstrained-presidency> (Apr.13 2026 7:00 UTC).

民主主義のバグとしての権威主義についてはすでに第1次トランプ政権の時から問題とされていた。

5 See Steven Levitsky, Lucan Way, The Rise of Competitive Authoritarianism, 13(2) *Journal of Democracy* 51-66 (2002). 草分けの文献であり、競争的権威主義に関して初めてその定義が示され理論展開がなされた。今日の民主主義が従来の民主的プロセスと権威主義的手法が相互に関連したハイブリット状態であることを明確に認識することによって、実際の政治体制を評価し得ることを示唆している。

ないよう対峙する必要があるという指摘がなされている⁶。民主的システムの悪用によって生じる民主主義の変質をいかに見抜き、正常化するかが重要であり、そのためにいかなるチェックシステムが機能するかが核心的なテーマになってくる。

まっとうに考えれば、トランプ政権はすでにレームダックに入っており、これまでの経験からすれば次期新政権への移行において、民主的プロセスが正常に機能することで民主主義政治に重大な変質が及ぶとは考えにくいことである。ただ、自らの思いつきやピクマウスから常軌を逸した結果を無理やり導き出そうとする想定外の人格を有するトランプであるがゆえに、その言動には十分な注意が払われなければならない、またその暴走を確実に阻止するシステムの準備が整っていないかもしれないことも確かである。

Ⅲ. トランプ関税連邦最高裁判決までの経緯

第2次トランプ政権のスターとともに、全米及び全世界が混乱の渦に巻き込まれた。自らの絶対的価値観に基づいた裁量権の行使は、確かにアメリカ・ファーストを掲げた選挙公約の実現を最優先するスタンスを示していることは確かである。ただし、それがいかなる形で、いかなる方法で、どれほどの成果を予定していたのか、またその実現において生じ得る問題をどの程度想定していたかについて、相応の準備がなされていれば少なくとも今日のような世界中を巻き込む大混乱を招くことはなかったように思われる。しかも自らが下した判断によって導かれた結果はそれに対する評価がどうあろうと、力づくでも正しかったという状況を演出するという有様である。

一国のリーダーとして自らの判断が正しくなければならないという認識と正しいという認識には、国家運営上政治的に大きく異なる。前者の場合、国家統治システムにおいて多方面からの精査に基づいて政策自体を見直すなり、修正することを前提とするが、後者においては、結局自らの判断を絶対的なものとして位置づけることを前提として統治システムを無視もしくはコントロールしようとする。ただし、競争的権威主義のように民意を巧みに誘導しつつも民主的プロセスに基づいてそれがなされるゆえに、最初のうちは民主的政治のイレギュラーを確実に把握することが困難で、気づいたとしてもそれに即座に対応することも難しい。いずれにせよそれらは民主的プロセスに従っていないなければならない。

いかに大統領の暴走が度を過ぎても、革命によらない限り急激な転換はできないし、民主的プロセスを否定することにもなるのでそうあるべきでもない。したがって、民主主義の安全装置としての三権分立のシステムをいかに機能させるかがやはり問題解決における核心となる。一体、安全装置として三権分立のシステムがいかに機能すべきかは、民主主義によって社会が実現すべき理想を前提としており、その実現手段を担保しなければならない。

6 See e.g. Steven Levitsky, Lucan Way, *The Resilience of Democracy's Third Wave*, PS: Political Science & Politics, Published online by Cambridge University Press 11 Jan. 2024, <https://www.cambridge.org/core/journals/ps-political-science-and-politics/article/resilience-of-democracys-third-wave/85DFA458FD7BE0D1DD6F44C83AC498D7> (Apr.18 2026 13:07 UTC).

最も重要なのは三権が抑制と均衡を中立的に維持しあえるかであるが、このハードルは極めて高く、時代の要請によってそのバランスが大きく崩れる傾向が今日に至るまで続いてきている。特に今日においては、経済社会の急激な発展に対応すべく行政権の肥大化が進み、行政優位の状況とそれに起因する統治システム自体の機能不全が問題となっている。

行政主導、特に三権分立における大統領権限行使の無軌道性が顕著になっているアメリカにおいては、そもそも民主のプロセスに直接かかわることなく権限が与えられる裁判所が、中立的立場から法解釈・法適用を行うことで、法の支配の健全性を担保する役割を与えられ、違憲審査権に基づき議会や大統領の権限にコミットすることができる仕組みになっている。以前はウォーレンコートのようにリベラルで、人権保障についてきわめて積極的な判決が多くみられ、それに基づき人権保障の範囲が拡大された。しかし、バーガー・コート以来、保守的傾向が強くなり始めてからは、政党より－共和党より－と評される判決が恒常的に出されるようになり、第1次トランプ政権以来、連邦最高裁に対しての国民からの信頼は揺らいでいる⁷。共和党系判事優位の最高裁は政権よりで保守的判決に終始している印象が強く、政治的イデオロギーにおけるリベラル派との対立の膠着化が顕在化し、かつての党派を超えた中立的判断が困難な状況になってからその権威は凋落傾向にあるとされる⁸。

連邦最高裁の国民による評価がゆらぎ、トランプ政権の暴走を止めるシステムの機能が十分に働かないことで、今日のアメリカ民主主義は極めて不安定で危機的であることは容易に理解できる。ただそれを傍観するのではなく、今日において法の理性がいかにその状況を修正し得るのか、それを実現するのが本来法の番人としての最高裁判所の役割であることは明らかである。その意味で、トランプ関税に関する連邦最高裁の判断はアメリカ国内にとどまらず全世界の注目を集めた。下級審で違憲判断が示され、それについて政治的に中立的立場から判断が下されるか否かは、これまでの連邦最高裁の判決動向からも極めて重要なランドマークとなり得るものであった。結果として、流石に連邦最高裁もトランプ関税にはノーを突き付けることになったが、それが今後のアメリカにおける自由民主主義の将来を保障し得るとまでは言い切れない。トランプが連邦最高裁との対抗姿勢を露わにしたことで、第二、第三の波が連邦最高裁に押し寄せることが容易に想像できる。その意味で、以下では単にトランプ関税に対する今回の連邦最高裁の判断を分析するのではなく、今日の状況にいたる経緯を概観しながら、連邦最高裁の判決について若干の考察を試みる。

1. 連邦最高裁の保守化

7 第1次政権以後の実態については、see Michael J. Nelson, James L. Gibson, Has Trump Trumped The Courts?, 93 New York Univ. L. Rev. 32 (2018).

8 現状分析に基づいて現代のアメリカ民主主義において司法が果たす役割について示唆的な文献として、see Janet Box-Steffensmeier, Nicholas T. Davis, Matthew P. Hitt, "The Future of the US Supreme Court: Ethics, Polarization, and Reform", 37-3 Journal of Policy History 249 - 265 (2025), <https://doi.org/10.1017/S0898030625000065> (Apr. 29 2026 5:31 UTC). なお、松井孝太、司法の動向とトランプ政権への影響、Action(活動) 週刊 経団連タイムス 2026年3月19日 No.3722 参照、https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2026/0319_13.html (Apr.30 2026 10:11 UTC).

公民権運動の展開に呼応してウォーレン・コートはリベラルな判決によって自由権の拡大に積極的であったことはよく知られる。しかし、バーガー・コート以降は保守派の優位が現在まで連綿と続いており、司法消極主義そして保守的司法積極主義が台頭している。法の支配のもとで積極的な人権の拡大を行っていたウォーレン・コートに比べ、革新的な権利の創出から既存の権利を基礎にした法解釈と制限へと連邦最高裁は保守回帰に舵を切った⁹。

バーガー・コートにおいてはまだウォーレン・コートのリベラル派の意見も尊重され、全面的な保守化とまではいかなかったが、その後保守化が進みレーン・キースト・コートは司法消極主義・新連邦主義に基づき連邦最高裁の権限を厳格化した。さらに現在のロバーツ・コートにいたってはさらに保守化が進み、リベラルな先例を変更するいわゆる保守的司法積極主義に基づいた判断がなされるようになった。法の支配のもとで、現代社会の人々の多様な価値観に基づく権利や利益について新たな公民権ともいえる権利の創出が望まれているがゆえに、それに対しては消極的で現状の政治的秩序を維持しようとする連邦最高裁スタンスがまさに国民の信頼のゆらぎにつながっているといえよう。また少数のリベラル派との分断が、保守派の主張や価値観との違いを鮮明化し、それに対する国民の評価が信頼のゆらぎとなっていることも確かである。長い歴史において、特に現在までの連邦最高裁の約50年間で、社会の劇的な発展において連邦最高裁がそこにおける権利や利益をいかにとらえ判決として示すことができるかが問われている¹⁰。一体、法の支配は保守派が基礎とする憲法の原意・原文解釈に基づく判決を是とするのか、法の理想の実現というよりアクティブな道筋が現在の裁判制度において担保され得るのかというより原理的な問いに対する答を連邦最高裁が求められていると解してもよいであろう。

2. ロバーツ・コートまでの道のり

保守的司法積極主義によるリベラル判決の先例変更はこれまでになく社会全体に連邦最高裁の役割の再考を促すことになったことは確かで、それゆえ国民の評価も厳しい。圧倒的な力による支配を印象付ける判決が、最終的にトランプ関税判決において大統領に対しても下されることになったが、これに関する社会的評価はこれまでのそれとは異なる。ただ、今回のトランプ関税違憲判決については、リベラル派との協調と保守派との分断というこれまでとは異質な背景がみられる。以下では、それを念頭に特にロバーツ・コートがトランプ関税違憲判決にいたるまでの事情について特に行政とのかかわりからそこにいたるまでの経緯を概観する。

(1) バーガー・コート

ウォーレン・コートがリベラルな立場から民意を広く取り込みアメリカ社会の改革を押し進

9 ウォーレン・コートから現在のロバーツ・コートまでの詳細な分析については、see Richard M. Re, THE SUPREME COURT 2024 TERM FOREWORD: TO A CONSERVATIVE WARREN COURT, 139-1 HARV. L. REV. 1 (2025).

10 ロバーツ・コートについての詳細な分析については、see Notes, Federalism Rebalancing and the Roberts Court: A Departure from Historical Patterns, 138-5 HARV. L. REV. 1385 (2025).

めようとしたのに対して、バーガー・コートは司法消極主義のもとで、司法の役割を縮小して行政さらに政治権力への敬讓によって、規制緩和等、政策形成に利する司法的配慮を打ち出した。ウォーレン・コートが正義の実現のために司法権を最大化しようとしたのに対して、バーガー・コートは、民主的プロセスとそれに基づく政権とのかかわりを尊重し、司法権が必要以上にそこに踏み込まないという考えに立つことで、まさに裁判所の役割についてパラダイムシフトが起きたといつてよいであろう。

特に行政に対する配慮という点で象徴的だったのは、シェブロン事件判決¹¹である。この判決は長期にわたり行政判断の正当性を担保するシェブロン法理として司法判断を拘束する先例となった。そもそもこの法理は、裁判と政治とのかかわりにおいて一線を引くべく示されたスキッドモア判決¹²の法理を行政優位にスライドさせたものとして認識される。このスキッドモア法理は民主党政権か共和党政権か、判事がリベラル派か保守派かという問題を含め、行政と司法との関係について権力分立の観点から両者のバランス調整が必要とされ、司法による敬讓も必要であるという配慮から示されたものだった。

リベラルから保守への転換期に示されたシェブロン法理は、リベラル派による改革の歯止めとして、民主的正統性を建前¹³に行政と司法のバランスを調整する意図と、保守派政権に対する配慮が複雑に絡んでいた。また、時の政権の政策形成を正当化する理屈として、直接国民に対して責任を負う地位にある大統領のイニシアティヴによって行政国家の運営がなされ、そこに民主的正統性に基づく大統領制の意義が存するという理論展開がなされ、それを基礎にシェブロン法理の裏付けがなされた¹⁴。すなわち、本来法解釈は裁判所の役割であるが、法律解釈において多義性が認められる場合、それを確定するのは民主的プロセスにおいて信託された政策形成者であり、民主的プロセスを経ずに選任された裁判官ではないというレトリックによるものであった。

三権それぞれを民主的プロセスとの関係からポジショニングし、議会が制定した法律の意図に関して曖昧である場合には、その詳細を行政機関の判断にゆだねたものと解し、行政機関が大統領の指揮下で専門的知識に基づいた解釈と適用を行うことが合理的で、最も民主的プロセスから距離のある裁判官がそれを判断すべきではないという、実務重視の立場によるものであったといえることができる。裁判所が法解釈について自制的位置に立つことで、時の政権の政策決定にできる限りかかわらないようにする配慮だった。ただ、リベラルから保守への過渡期で保守が安定して主導権を握れる状況にはなかった。そのフラストレーションがレーンキスト・コートに引き継がれた。

11 Chevron U.S.A., Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc. 457 U.S. 837 (1984).

12 Skidmore v. Swift & Co., 323 U.S. 134 (1944).

13 連邦最高裁保守派のアントニン・スカリアがシェブロン法理について理論的な裏付けをしてそれを擁護したことはよく知られている。See Antonin Scalia, Judicial Deference to Administrative Interpretations of Law, 86 Duke L. J. 511 (1989).

14 See Elena Kagan, Presidential Administration, 114 Harv. L. Rev. 2245 (2001).

(2) レーンキスト・コート¹⁵

i) レーンキストの遠謀深慮

レーンキストは、連邦主義のもと権力の分散を理想とした。彼は、バーガー・コートで孤高の保守派¹⁶を貫きつつ、保守派優勢に移行する過程でリベラル派に一目置きながら判決を通さなければならないというジレンマの経験を通して中道路線からの脱却を強く望んだ。そして最高裁長官に就任後はリベラル派に対して妥協することなく明確な保守派の主導権確立への転換を実現した。というのも、バーガー・コート時代には長官が交代したとはいえ、ウォーレン・コート時の判事が残っていたこともあり、いわゆる司法積極主義による権利の革新的インフレ化の影響を即座に払拭することはできなかった。それゆえ、レーンキストの保守主義はゆるぎないものであったとされる¹⁷。

長官就任後、民主党のクリントンが大統領に就任するなど保守主義の障害もあって、レーンキストの保守化戦術はある意味巧妙でもあった。保守主義を全面的に打ち出して、先例等をあからさまにオーヴァールールするようなことをせずに、一見先例を踏襲しているかのように見せつつ、実質的に新たな解釈によって適用範囲を厳しく限定することで、実質的にリベラル的な中身を骨抜きにするという手法すなわちステルス・オーヴァールーリング¹⁸によって、中道派を巻き込み多数派を形成し保守化を着実に進めていった。そしてこのステルス戦術は連邦最高裁の位置づけに関してさらなるパラダイムシフトの契機となっていた。

というのも、当初シェブロン法理が共和党政権下の行政判断の盾として機能していたが、民主党政権下では逆に相手に利することになり、野放図にしておくわけにはいかず、実質的にシェブロン法理の適用の範囲を極端に狭めることで、実質的に法理自体の当初からの機能と効果を停止させる必要が生じたという事情も存したからである。そしてレーンキスト・コートはアメリカ司法の安定期ともいわれるほど順調な司法運営がなされたとされる¹⁹が、それはさらに後述するロバーツ・コートの司法積極主義の伏線となった。これは、レーンキストの人柄によるところが大きく、バーガー・コートの時のように極端にリベラル派を冷遇するのではなく、各判事を公平に扱いつつ自らの司法哲学を無理に押し付けなかったことで党派を超えて後人に愛された²⁰こと、そして論理的に構造的解釈を淡々と推し進めることで、判決のプロセスにおけ

15 レーンキスト・コートについては以下の文献において体系的かつ詳細な紹介がなされており、本稿において極めて貴重な知見を得ることができた。宮川成雄編、『アメリカ最高裁とレーンキスト・コート』成文堂 2009年。

16 See Jeff Bleich, *The Lone Dissenter: Justice Rehnquist's Early Years on the Burger Court*, Fed. Law., Oct. 1996, at 16.

17 例えば、シャピロによれば、レーンキストの法解釈が客観的な法理よりも「徹底した保守政治思想」に基づいておりそれが彼の哲学であるという指摘がなされている。See David L. Shapiro, William Hubbs Rehnquist (The Justices of the Supreme Court), 94-2 HARV. L. REV. 293 at 294(1980).

18 レーンキストはステルス・オーヴァールーリング (Stealth Overruling) のオーソリティーとされており、特にこの手法を中道派判事を巻き込んで多数派を形成する戦術として多用したとされる。See Richard M. Re, *Narrowing Precedent in the Supreme Court*, 116-4 Colum. L. REV. 1861 at 1862 - 65 (2016).

19 See Lori A. Ringhand, *The Rehnquist Court: A "By the Numbers" Retrospective*, 9-4 University of Pennsylvania Journal of Constitutional Law 1033 at 1034-103 (2007) .

20 See Richard W. Garnett, *William H. Rehnquist: A Life Lived Greatly, and Well*, 115 Yale L.J. 1847 (2006).

る客観性を担保したことが大きいと思われる。

ii) レーンキストの司法戦術

レーンキストのステルス戦術は極めて実践的で効果的であったが、その前提も含め踏み込んで触れておく必要がある。そもそも、ステルス戦術が相手の寝こみを襲うようなだまし討ちであれば、それは短命でその効果も極めて限定されたはずである。中道派を味方に引き入れるために彼らに同意しやすく、かつリベラル派も正面から反論しにくい理論構成を組み立てる必要があった²¹。それゆえ普遍的な適正手続²²や法の建前²³に関して反論を困難にする理論展開を徹底した。彼の理論展開において、その前段としてそれが正論であることを自らの言葉で大胆かつ巧妙に宣言したのは印象的である。すなわち、後述する法の支に関する核心的解釈の前提として、民主的プロセスにおける承認が必要であるとする自らの考えを表明した²⁴。レーンキスト自身の判断も、他の裁判官、特にリベラル派の裁判官の判断もいずれも道德的であるが、かといっていずれについても正しいと論理的に証明することはできず、それゆえいずれもが主観的で、それは唯一民主的プロセスの承認を得てはじめて法的正当性を得て法的確信となるという趣旨であった²⁵。レーンキストは、先制攻撃として自らと他の裁判官を対等の位置に置くことを宣言することでフェアな論争の土俵を用意していることを印象付けかつそこに呼び込むことで、自らの論理展開において優位な立場を確保したといえよう。

批判のしようがないようにも見えるが、プラグマティストとしてのレーンキストが本領を発揮したということもできる。自らの論理展開のみで必ず勝てるというのであれば、そこまで用意周到な言及をすることもないはずである。やはり、そこには人格者といえども、保守を貫き司法制度を自らの理想とする姿にかえていこうとする確たる信念が深く秘められ、そのために臥薪嘗胆、バーガー・コートで我慢強く、保守派としての反対意見を述べ続け、長官就任においてさらなる布石として、自分と他の判事との対等な関係性に言及しながら、自らが描き続けてきた司法の実現に向けた環境整備の作業を淡々と推し進めたといっていよいであろう。

それに続いて、ある意味容赦ないドラスティックな理論構成でリベラル派の論理の封じ込めにかかった。リベラル派の人権拡大を憲法秩序の無視と断じ²⁶、それに対して民主主義のプロセスを絶対的価値と位置付け²⁷、司法消極主義と連邦主義の二本柱によって保守化の実現に邁進した。というのも、レーンキストにとってその到達点はあくまで保守的な民主主義の実現にあり、戦略的プラグマティズムのもとでその目的をどう達成するかにあったからである。ただ、保守派が常套的に用いるドグマティックな原意主義に基づくドグマティックな理論展開のみで

21 レーンキストの遠謀深慮とそのための理論展開は、すでにバーガー・コートにおいて単独で反対意見を述べていた時から始まっていたとする指摘もある。See Jeff Bleich, *supra* note 14 at 16-17.

22 See Rodney A. Smolla, *Procedural Due Process: The Mirage of the Tiger*, 1976 U. Ill. L. F. 1011.

23 See John Denvir, *Justice Rehnquist and Constitutional Interpretation*, 34-5 Hastings L.J. 1011 (1983).

24 William H. Rehnquist, *The Notion of a Living Constitution*, 54 Tex. L. Rev. 693 at 70 4 (1976).

25 See *id.*

26 See Shapiro *supra* note 17 at 294.

27 See *id.* at 341-343.

は、リベラル派が残した最大の負のレガシーで保守化の最大の障害としてレーンキストが最も敵視していたデュー・プロセス条項の解釈の攻略には十分とはいえなかった。それゆえ、ステルス戦術による心理戦と司法消極主義と連邦主義に基づくハイブリット・リーズニングによって、より柔軟な理論展開で中道派を引き込みかつ強力にリベラル派を封じ込めることができた²⁸。

3. ロバーツ・コートとその特異性

ロバーツは、レーンキストとは師弟関係にあり保守派としてその薫陶を受けたまさに直系の継承者とされる。彼の長官就任は連邦最高裁の歴史上意外性のある想定外の人事であったといわれる。連邦控訴裁の判事から最高裁へステップアップが決まり連邦議会において承認される寸前で恩師レーンキストの逝去によって陪審判事就任を飛び越えて急遽長官に指名された。レーンキストが最高裁入りしてから長官に就任し人生を全うするまで着実に改革を進めてきたその思いが図らずもロバーツに引き継がれたことはドラマティックでもある²⁹。

そもそもレーンキストが腐心したのは保守化においてステルス戦術をベースに判決のマジョリティをどう構成するかであった。そして我慢強くしかししたたかに多数意見への誘導に努め、安定的な多数派を継続的に維持するまでに連邦最高裁の人員を掌握し、その結果6対3の保守派圧倒の多数を構成するに至った。ロバーツはそのマジョリティをレーンキストの遺産として受け継ぎ、改革路線を引き継いだ。レーンキストによる改革のための環境整備と理論は、ロバーツによるさらなる段階へのシフトのバックボーンとなった。

一体正義とは何か、何が真理かを判断し一つの答えに帰着させることは困難であることは容易に理解できる。社会において絶対的判断基準は存在しないという価値相対主義のもと、これが正しいと宣言することは価値の強要になりかねない。それゆえ民主的プロセスによって信任を受けていない司法がその宣言をすることは民主主義の正統性に反する。したがって、その判断は民主主義の原理に従って議会によって判断・決定されなければならないというのが司法消極主義の立場からの見解である。そして、その判断において、手続の適正をあくまで客観的に担保すべく、主観を排除することで、リベラル派の手続の実質的保障を建前とした人権拡大による法的秩序のゆらぎの是正が強力に進められた。当然リベラル派からの反発は必至であるがステルス戦術の効果がボディーブローのように確実に効果を発揮していた³⁰ことも否定できない。

28 See Richard H. Fallon, Jr., The "Conservative" Paths of the Rehnquist Court: Bold Attacks, "Stealth" Erasures, and Some Questions About Legitimacy, 105 Nw. U. L. Rev. 429 at 431-433, 442-446 (2011)

29 See Richard Lazarus, Back to 'Business' at the Supreme Court: The 'Administrative Side' of Chief Justice Robert, 129 Harv. L. Rev. 33 (2015). 連邦最高裁の判決のキャスティング・ボードとなっていた穏健保守派のオコナー判事の退任後の人事として、民主党にも理解が得られやすく最適の人材であるという評価であった。ところがレーンキストの急逝で、三権分立の長が欠けた状態が長く続くことが憂慮されたこともあり、当時のプッシュ大統領の政治的判断によって急遽指名替がなされ、今日の保守優位の最高裁体制の契機となったことについて言及されている。

30 See Richard H. Fallon, Jr. supra note 28 at 431-434, 452-453.

そして、レーンキストの遺産と遺志を引き継いだロバーツは、厳格な法解釈にのみ基づいた判断の徹底という司法消極主義が長年にわたって維持してきた立場を踏襲するという大義のもとで、連邦最高裁の三権における位置付けと役割をこれまでにない強力なものにしつつ、外見上一方的な判例変更によって自らの権限を全面的に強調することなく、他の権限に対する影響力を最大化するために、司法積極主義へとシフトした。ステルス戦術として民主主義における議会の尊重という大義を掲げ、それを盾に歴史的にリベラル派優勢の連邦最高裁の政治的スタンスに対してなされたような厳しい批判をかわしつつ、政治的側面においてもマウントをとることを可能とする強固な体制の構築をロバーツは成し遂げたといってもよいであろう。

すなわち、連邦最高裁の保守派がいったんはたどり着いたシェブロン法理が、リベラル派の武器とされ保守化の障害と認識されるに至り、その障害を排除する必要性から、生み出されたのがいわゆるメジャー・クエスチョン・ドクトリンであり、連邦政府の行政機関が政治的・経済的にきわめて重大な影響を与える規制を行う場合、連邦議会が作った法律の中に具体的な文言による授權が必要であるとして、議会の責任を前提として行政機関を縛り、これに基づきシェブロン法理の完全破棄という判例変更をなしとげたことは保守派メジャーの連邦最高裁の地位の安定を盤石なものにした。そして保守派による司法積極主義によって最高裁の新たな歴史が始まったといってもよいであろう。三権分立において、司法が果たす役割を外見的には中立と見せつつ、実質は立法にも行政にもその民主的義務の中身を間接的に強制できる仕組みを打ち立てた。

ロバーツは、シェブロン法理の完全破棄という判例変更に際して、違憲立法審査権を確立した最も偉大な首席裁判事と称されるマーシャルの有名なマーベリー対マジソン事件の判決文のくだりを引用して、法の意味を決定するのは行政機関ではなく裁判所であると明言した³¹。これによって時の政権の権限行使を制限することが可能になったわけだが、それに先だったメジャー・クエスチョン・ドクトリンが威力を発揮し、単にリベラル派對策のみを意図したというよりも結果的に立法と行政の両方の権限行使に強力な抑止的効果を及ぼすことになり、マーシャル判事の名を借りて、連邦最高裁の伝統的役割を印象付けながら司法の権限の新たな創造に到った。

争いはあるが、ロバーツ・コートのマジョリティは、議会の不作為・立法機関としての能力の欠如・行政の肥大化による現代アメリカにおける統治システムの歪みに対して、連邦最高裁がそれを矯正し再構成する役割を担う地位にあるという認識に立った。そして、劇的な権力シフトを成し遂げるイニシアティヴをとる責任があると自任していると解すことができよう。

31 Loper Bright Enterprises v. Raimondo (603 U.S. ___, 2024). これはマーベリー対マジソン事件におけるマーシャル首席判事の判例史上最も有名なくだりの引用であった。Marbury v. Madison, 5 U.S. (1 Cranch) 137, 177 (1803).

4. トランプ関税判決

国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいたいわゆるトランプ関税は、V.O.S. Selections 事件と Learning Resources 事件の異なる下級審の判決が最終的に連邦最高裁において併合審理された。前者米国英国国際貿易裁判所³²をスタートに連邦控訴裁³³、そして連邦最高裁へ、後者はコロンビア特別区連邦地裁³⁴からのスタートだったが、サーシオレーライの発付によって控訴審前の飛越上告が認められ、連邦最高裁へと事件が移送された。後者の連邦最高裁による扱いは、うえてみたロバーツ・コートのマジョリティが強く抱いている権力バランスの再構築を主導しようとするスタンスを象徴する対応といえよう。

ただ、迅速な受理にもかかわらず、口頭弁論後の最高裁の3か月の沈黙は国際的に経済や政治の領域でさまざまな憶測や動揺を引き起こした³⁵。最終的な結論は、トランプ関税がIEEPAの授權範囲を逸脱して違法で、それゆえ大統領が独断で関税を課することは議会が憲法上有する課税権を侵害することになるので違憲である、という理論構成がとられた³⁶。この手法は、ストレートに断罪するのではなくレーンキスト以来のステルス戦術の集大成の判決ともいえる。

というのも、連邦最高裁が権力バランスの再構築の担い手であることを強く自覚し、統治システムをコントロールしつつ社会に与える影響を最小化しようと、極めて高度な政治的ソフトランディングを成功させたと捉えることができるからである。具体的には、トランプ関税の本丸ともいえる法的根拠について無効であるとする法的判断を示しつつ、かといってそれまでに徴収した関税を即座に返還せよとは命じず、下級審に差し戻すことで政府の財政破綻を回避する配慮がなされた。さらに、IEEPAに基づく関税のみを無効とし、他の法律に基づく関税について判断することはせず、判決の直接的影響を限定し、政府と市場に対して新たな方向性を考える時間を与えることで、社会的混乱を抑えようという意図を読み取ることができる³⁷。まさにレーンキストの遺志を継いだロバーツの到達点といってよいであろう。

IV. 法の支配における中立と権力バランス

一体法的に中立的であることをどのように解釈すべきかは見解が分かれるところであろう。ただし保守派、中道派、リベラル派いずれに立っても立憲主義自体を否定することはない。問題はその共通認識をどのように具体的に展開するかにかかっており、当然ながら法の支配の本質をめぐる議論についても同様のことがいえる。

うえてみてきた連邦最高裁における理論は、中立性の担保という観点からみると説得的なも

32 Trump v. V.O.S. Selections, Inc., 784 F. Supp. 3d 209 (Ct. Int'l Trade 2025).

33 V.O.S. Selections, Inc. v. Trump, 149 F.4th 1312 (Fed. Cir. 2025).

34 Learning Resources, Inc. v. Trump, 791 F. Supp. 3d 114 (D.D.C. 2025).

35 See Adam Feldman, A Breakdown of the Court's Tariff Decision, SCOTUSblog (Feb. 20, 2026), [scotusblog.com](https://www.scotusblog.com/2026/02/a-breakdown-of-the-courts-tariff-decision/), <https://www.scotusblog.com/2026/02/a-breakdown-of-the-courts-tariff-decision/> (JUN. 7 2026 1:30 UTC).

36 Learning Resources, Inc. v. Trump, No. 24-1287, slip op. at 3-5 (U.S. Feb. 20, 2026) (Roberts, C.J.).

37 See, e.g., The Supreme Court Ends IEEPA Tariffs, Bringing Fresh Uncertainty, Skadden Insights (Feb. 24, 2026), <https://www.skadden.com/insights/publications/2026/02/the-supreme-court-ends-ieepa-tariffs> (Jun. 7 2026 1:53 UTC).

のとは言い難い。絶対的正義を振りかざして自らの立場を正当化することに力点が置かれているようにさえ見える。

1. 司法における客観性

立憲主義のもとで何をもって中立だといえるか、そもそも主義の解釈において主観を排除することが可能かという根本的な疑問が生じる。その延長上に、連邦最高裁のマジョリティが中立性を厳格に維持することができるか、すなわちそれは構造的に担保し得るのかというまさに客観性の問題が厳然と横たわっている。正義の女神は理想でしかない。人と神が似て非なるのと同様、人が主観を排除し神の領域にいたることは不可能といってよいであろう。

正義の女神が目隠しをして偏見や主観を排除し得るのは人知を超えた存在ゆえであり一定の価値観を有し、それに従って自らの人生を歩む人にとって、主観という価値基準を持たないということは逆に不自然である。ロバーツ・コートはその役割を権力バランスを再構築することだと自任している³⁸が、マジョリティによってそれを客観的な立場で判決を下すことで実現することができるかと確信しているとしたら、それ自体が司法の中立性の危機である。この確信こそが神の名を借りた司法判断の正当化であり、中立性を強調してマジョリティの司法における政治的価値基準という主観を客観に擬制することに他ならない。レーンキストからロバーツに引き継がれた遺志と戦術は客観性を担保する真理を超えることはできない。そしてこれを前提とするからこそ、客観性に近づくことができると考えることが道理であろう。

すなわち、どんなに法的レトリックが優れていても、また歴史的に積み重ねられて来た法解釈によっても、それが人によるものである以上、何らかの価値基準を前提とする主観に基づく以上、客観性を担保することはできない。重要なのは、自らの判断が不完全な人間の主観であるという必然的な限界を常に意識し、それゆえ一人のひととして自らをみつめ、決しておごることなく、また自らをも疑うことで、謙虚に自制し、他者との開かれた対話を通して、なにが客観により近いかを冷静に判断することで、相互理解を共有し、尊重し合うことにより、主観による偏りが調整されていくことを念頭に、慎重かつ賢明な、そして時として妥協をも恐れないう判断の姿勢が求められる。

2. 法秩序の安定と法の支配

ロバーツ・コートが判例変更を正当化する理論においては、形式と客観性をないがしろにし憲法の原意解釈を無秩序に拡大してきたリベラル派の判決を批判し、それを制限して法的安定性を取り戻すために、客観的判断ができる自分たちマジョリティが判断を下す必要があるという理論構成がなされる。そして、その結果として法秩序が安定し、法の支配に寄与するという建付けであると、それは解される。

しかし、この正当化の理論自体が、主観を客観に擬制することに他ならず、重大な論理破綻

38 See, Duncan Hosie, *Stealth Reversals: Precedent Evasion in the Roberts Court and Constitutional Reclamation*, 58 U.C. Davis L. Rev. 1323 at 1325-1328 (2025).

をきたしている。先例拘束という法秩序の安定のための司法慣習を、法的安定性の回復の大義のもとで、大胆に変更を繰り返すこと自体、社会を動揺させ、混乱と不安を与えることになる。一体、それは正義の実現において正当化され、その正義を体現するのがロバーツ・コートだという妄信に基づき、自分たちの正義を社会に強要することに他ならない。自らが神のような絶対的存在であるという自負によって、独善的思考がもたらす構造的矛盾に対して盲目的であることの大罪³⁹に彼らは気づいていないとしか思えない。彼らが弄するいかなる法的レトリックであっても、それはあくまで持論の正当化の技術に過ぎず、真理ではない。

3. 中立という大義による法の支配の危機

神のみぞ可能な中立的判断を、ロバーツ・コートが大義のもとで可能と確信し、その価値基準を強要しそれに基づく法秩序を構築しようとすることは、結局法の支配の危機以外の何物でもない。また、立憲主義のもとで人に求められる中立性は、主観を完全に排除した無色透明の基準でもない。イデオロギー間における対立の理非曲直を互いが誠実に話し合い、どこまで妥協し合い、その成果を共通の基準として昇華し共有するか、そして問題が生じた場合に改めてそれをどう調整するかによって担保されるのが法の支配の核心であり、それが民主主義のプロセスにおける軌道修正システムの本質であるはずだからである。

司法消極主義から司法積極主義への移行を通して民主主義のプロセスにおける決定を尊重し、敬意を払わなければならないという司法の配慮は現在どこに置き去りにされてしまったのか。権力分立が法の支配の実現手段であるという根本的理解において、三権のいずれもが民主主義の本質を無視し、民意不在の権限行使に向かっているととらえれば、これこそが法の支配の危機そのものである。

V. 結び

レーンキストそしてロバーツへと至る系譜は、正義としての保守主義の実現を建前に司法の中立を前提とする判決の正当性を強調し、民主主義の本質から乖離した価値を創造した。トランプはイレギュラーな保守として特定された階層の利益を予定し、そのために民意を誘導する手法で自らの力を誇示してきた。自らの権力を維持するために手段を選ばないその政治手法は、アメリカ国内にとどまらず国際社会を混乱の渦に巻き込んでいる。

このような事情において、トランプ関税の司法判断は、トランプ関税にノーを突き付けることで、結果について社会全体に好意的な評価をされた。しかしそれはあくまで、トランプ関税という事案について社会が望む結果が示されたからであり、上にみたロバーツ・コートのマジョリティによる司法の独善的スタンスを評価したわけではない。すなわち、保守的司法積極主義

39 近年、こうしたロバーツ・コートによる『客観性の偽装』や『不透明な主観の強制』は激しく批判されている。See e.g. Hosie, Duncan, *Stealth Reversals: Precedent Evasion in the Roberts Court and Constitutional Reclamation*, 58 U.C. Davis L. Rev. 1323 (2025), Siegel, Reva B. "History and Tradition" in the Roberts Court, 47 Harv. J.L. & Pub. Pol'y 431 (2024). さらに、宮川成雄 編『アメリカ最高裁とロバーツ・コート—先例拘束原理の展開』(成文堂、2024年)参照。

の立場からも看過できないトランプの権限行使にストップをかけただけで、ロバーツ・コートが司法の正義を行使したというわけではない。三権分立という権力分立構造において、権力バランスを再構築するという最も民意から遠い司法府の独善的实践は、近代立憲主義が目指した法の支配の本質からの逸脱で、連邦最高裁のマジョリティの主観的正義の絶対化そして人の支配への回帰に他ならない。

筆者は、民主主義における権力バランスを担保する安全装置としての裁判所の役割という側面からのアプローチで検討を重ねてきたが、裁判所がその役割・機能をはたしえない状況にいたっていることを明確に認識したうえで、だからこそ司法はどうあるべきかについて改めて取り組まなければならないという認識を強烈に抱いている。そもそも、法の支配については、すでに20年以上前にその衰退を示唆する論稿が示されていた⁴⁰。法を学び研究するものとして、その示唆を現実として目の当たりにして、戸惑いつつしかし新たな目標として司法の役割について検討を続ける必要があると考えている。本稿では、トランプ関税を糸口に、法の支配についての現状認識と若干の検討を試みるにとどまった。重大な問題として議論され検討されているテーマであるだけに、国内外の優れた先行研究や蓄積された議論に学びながら真の司法の中立性と法の支配についてさらなる考察を行っていきたいと考えている。

40 阪本昌成、『法の支配 オーストリア学派の自由論と国家論』勁草書房（2006年）211頁以下参照。